

平成30年7月豪雨災害による自動車取得税・自動車税の軽減措置

岡山県

このたびの豪雨で被害を受けられた皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

岡山県では、被災した自動車等にかかる自動車取得税及び自動車税を、次のとおり軽減することとしましたので、お知らせします。

○自動車取得税の軽減措置

被災した自動車を廃車して 代替自動車を取得する場合	代替自動車を取得しない場合	
	自動車の取得直後に被災した場合	その他
<p>〈軽減措置の内容〉 代替自動車の自動車取得税について、被災自動車の被災直前の残価額に相当する税額を減免します。 ※被災自動車の残価額が千円未満の場合や、代替自動車に自動車取得税がかからない場合は、申請不要です。</p> <p>〈必要書類〉 ①自動車取得税減免申請書 ②被災自動車の「り災（被災）証明書」(※1) ③被災自動車の抹消登録を証する書類 普通・小型自動車：登録事項等証明書等（写し可） 軽自動車：検査記録事項等証明書等（写し可） ④代替自動車の自動車検査証（写し可） 〈提出期限〉平成31年7月5日（金）</p>	<p>〈軽減措置の内容〉 被災自動車が平成30年6月5日以後、被災の日までに取得されたものである場合は、被災自動車の取得の際に納付した自動車取得税の全額を還付します。 ※自動車取得税がかかっていない場合は、申請不要です。</p> <p>〈必要書類〉左の①から③までの書類</p> <p>〈提出期限〉平成31年1月7日（月）</p>	軽減対象外
<p>《お問い合わせ先》（受付時間 平日 8：30～17：15） 備前県民局税務部課税課自動車審査班 〒701-1133 岡山市北区富吉5301-8 ☎(086)233-9844 ※電話番号増設予定です。決まり次第お知らせします。</p>		

○自動車税の軽減措置

被災した自動車を廃車した場合	被災した自動車を修繕して引き続き使用する場合						
<p>〈軽減措置の内容〉 被災自動車の平成30年度自動車税について、平成30年8月から平成31年3月（又は抹消登録の日の属する月）までの月割額を減額・還付します。 ※平成30年7月中に被災自動車の抹消登録を済まされた場合は、申請不要です。この場合、通常通り、平成30年8月からの自動車税の月割額を減額・還付します。</p> <p>〈必要書類〉 ①自動車税減額申立書 ②被災自動車の「り災（被災）証明書」(※1) ③被災自動車の抹消登録を証する書類として登録事項等証明書等（写し可） 〈提出期限〉平成31年7月5日（金）</p>	<p>〈軽減措置の内容〉 被災自動車の修繕費の額（保険金等により補てんされる金額を除く。）に応じて、平成31年度の自動車税を次のとおり減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>修繕費の額</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5万円以上20万円未満</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>20万円以上</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈必要書類〉 ①自動車税減免申請書 ②被災自動車の「り災（被災）証明書」(※1) ③修繕費用明細書・領収書 ④被災自動車の自動車検査証（写し可） 〈提出期限〉次回納期限まで</p>	修繕費の額	減免額	5万円以上20万円未満	4分の1	20万円以上	2分の1
修繕費の額	減免額						
5万円以上20万円未満	4分の1						
20万円以上	2分の1						
<p>《お問い合わせ先》（受付時間 平日 8：30～17：15） 備前県民局税務部課税課自動車課税班 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 ☎(086)233-9844 備中県民局税務部課税課自動車課税班 〒710-8530 倉敷市羽島1083 ☎(086)434-7071 美作県民局税務部課税課事業課税班 〒708-8506 津山市山下53 ☎(0868)23-1272</p>							

※1 被災自動車のプレート番号が記載されたもの。市町村で発行を受けてください。

岡山県総務部税務課 間税・自動車課税班
☎(086)226-7244

平成30年7月豪雨災害による 自動車取得税・自動車税の軽減措置Q & A

Q 1 代替自動車の自動車取得税の軽減措置は、何台まで受けることができますか。

A 1 被災自動車1台につき1台までです。

ただし、被災自動車と代替自動車の用途（自家用・営業用）が一致している必要があります。

Q 2 被災自動車をたくさん所有しています。何台まで軽減措置を受けることができますか。

A 2 要件を満たせば同じ所有者（納税義務者）につき何台でも受けることができます。

Q 3 取得直後に被災した自動車の自動車取得税の減免を受けましたが、その後、被災自動車の代替自動車を取得しました。代替自動車の自動車取得税の減免は受けることはできますか。

A 3 受けることはできません。代替自動車の自動車取得税の減免を受けた場合の、被災自動車の自動車取得税の減免も同様に受けることはできません。

Q 4 被災自動車の所有者（納税義務者）と代替自動車の所有者（納税義務者）は同じでないと軽減措置は受けられないのですか。

A 4 原則、所有者（納税義務者）は同一である必要があります。

被災した自動車を修繕して引き続き使用する場合も、被災した時点から自動車の所有者（納税義務者）が変わっている場合は、軽減措置の適用はありません。

ただし、所有者（納税義務者）が亡くなった場合の相続人の方については対象となります。その場合は、戸籍謄本など相続人であることを証する書類を申請時に他の書類と併せてご提出ください。

※所有者（納税義務者）には、所有権留保付き売買（割賦販売）により取得した自動車の使用者（買主）も含まれます。

Q 5 どこへ申請書類を提出すればよいのでしょうか。

A 5 表面記載のお問い合わせ先へご提出ください。基本的にはお住まいの地域を管轄する県民局税務部へご提出いただきますが、お住まいの地域に関わらず、ご都合の良いところへご提出ください。

郵送でも受け付けております。

Q 6 還付金はどのように受け取るのでしょうか。

A 6 自動車税を口座振替で納税された方については、自動車取得税・自動車税のどちらも、口座振替時と同じ口座へ還付金を振込いたします。

それ以外の方については、金融機関窓口での受け取りとなります。

申請されてから1か月半～2か月後に還付金のご案内をいたします。

ご不明な点等ございましたら、表面のお問い合わせ先までご連絡ください。